

送変電設備接続検討・計画業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電気事業法（以下「法」という）27条の11に基づき、当社が一般送配電事業者に対する振替供給を実施する際に、円滑な業務遂行ができるように、送変電設備に係わる接続検討・設備計画業務に関する基本事項を定めるものであり、振替供給の業務における公平性・透明性に関する社会的信頼性を確保しつつ、電力系統設備の安定及び合理的かつ経済的な総合運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当社が一般送配電事業者に対する振替供給を実施する際に行う送変電設備に係わる接続検討・設備計画業務に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「振替供給」とは、法2条4号のとおり、他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。
- (2) 「送変電設備」とは、送電設備、変電設備、およびそれに附帯する設備をいう。
- (3) 「接続検討」とは、当社送変電設備への接続工事（新增設、改造等）に

関する検討または、その検討に係わる当社送変電設備に関する設備仕様などの問い合わせに関して必要となる対応をいう。

- (4) 「接続検討・設備計画業務」とは、振替供給を行うために実施する送変電設備の接続検討業務及びこれに関する設備計画業務をいう。
- (5) 「適正取引がトライル」とは、経済産業省と公正取引委員会により制定された「適正な電力取引についての指針」をいう。
- (6) 「送配電等業務指針」とは、経済産業大臣が法28条の15にて広域的運営推進機関として認可した「電力広域的運営推進機関」が策定した送配電等業務指針をいう。

第2章 業務の実施体制

(接続検討・設備計画業務実施体制)

第4条 企画部長は、接続検討に係わる問い合わせや、接続検討に係わる協議の申し出等に関する情報受付・情報連絡窓口として、適正取引がトライルに基づく「振替供給関係情報連絡窓口」を部内に設置し、社外対応の窓口機能を担わせるとともに、社内における接続検討・設備計画業務の一元管理機能を担わせる。

(設備計画業務の実施依頼)

第5条 「振替供給関係情報連絡窓口」は、接続検討に係わる問い合わせや、接続検討に係わる協議の申し出等の内容を検討の上、必要に応じて、各部や、その他設備計画業務の遂行に必要となる関係機関に、設備計画業務の実施依頼を行うことができる。

(管理責任者)

第6条 企画部長は、この規程に基づき接続検討・設備計画業務が適正に実施されていることを管理する責任を有し、適宜、社員に対して執行状況の報告を求め、総合的・重点的な指示または改善を行う。

第3章 業務執行に係わる事項

(一般事項)

第7条 接続検討・設備計画業務を遂行するにあたっては、送配電等業務指針を遵守するとともに、送配電等業務指針に基づき業務実施の規程・要領等を制定し、これに従って業務を執行する。

(業務執行上の留意事項)

第8条 接続検討・設備計画業務を遂行するにあたっては、適正取引ガイドラインを遵守するとともに、別に定める「送変電事業における適正な業務執行及び情報取扱規程」に従って行う。

第4章 周知徹底

(周知徹底)

第9条 企画部長は、社員に対してこの規程を周知徹底し、遵守させる。

附 則

1. この規程は2021年10月1日から実施する。